# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

古平町長

#### 公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務						
②事務の概要	地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 1. 国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 2. 国民健康保険税の納付証明書発行 3. 口座振替処理 4. 過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理 5. 督促及び催告処理 6. 滞納管理 7. 地方税法に基づく調査 情報提供に必要な情報を「副本」として登録した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。						
③システムの名称	国民健康保険システム、収納消込・滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル:							
1. 国民健康保険税ファイル     2. 国民健康保険資格ファイル     3. 国民健康保険税収滞納ファイル     4. 所得・資産情報ファイル     5. 減免・軽減申請情報ファイル     6. 団体内統合宛名ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、 別表24、44の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	■情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定 個人情報の提供に関する命令 第2条の表 48、60、71の項 ■情報提供なし						
5. 評価実施機関における	世 担当部署						
①部署	町民課保険係						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835						
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835						
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した						
適用した理由							

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か 令和7年4月1日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

#### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、	] それぞれ重点項	5目評価書又は3	3) 基礎項目評価	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書		
されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	<b></b> きある	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +分で	<b></b> きある	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ぎある	]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г		]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供:	ネットワークシス	ステムを通じた提	供を除く。)	[ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]#	接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	<b>である</b>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			

7. 特定個人情報の保管・	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		<u>ال</u> ] ا	手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	十分であた				
判断の根拠	バー登録や副本登録の際には	、本人からのマイナン	務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン バー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4 行いている。また、複数人でのダブルチェックを行		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	<b>客発</b>				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取りが ・事務取扱者への研修、セキュ		セス権を必要に応じて付与・解除している。 している。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	部署修正	民生課健康保険係	町民課健康保険係	事後	
	所属長修正	民生課長 五十嵐 満美	町民課長 五十嵐 満美	事後	
令和1年6月24日	新様式対応			事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部	町民課健康保険係	町民課保険係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り	番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を	情報提供に必要な情報を「副本」として登録した中間 サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接	事後	再評価実施及び法改正対応
令和6年9月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第一16頁 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令	番号法 別表24、44の項	事後	再評価実施及び法改正対応
令和6年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	田方広第18末第0万 加衣第一 【情報提供】なし 【情報照会】27頁 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】なし【情報服会】20冬	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】48.69,71の項	事後	再評価実施及び法改正対応
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ ガバメントクラウド対応				
令和7年10月3日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	1. 国民健康保険税ファイル 2. 国民健康保険税収滞納ファイル 3. 団体内統合宛名ファイル	<ol> <li>1. 国民健康保険税ファイル</li> <li>2. 国民健康保険資格ファイル</li> <li>3. 国民健康保険税収滞納ファイル</li> <li>4. 所得・資産情報ファイル</li> <li>5. 減免・軽減申請情報ファイル</li> <li>6. 団体内統合宛名ファイル</li> </ol>	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 別表24、44の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第5号)第16条、第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、 別表24、44の項行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	事前	
令和7年10月3日	よる情報連携	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】48,69,71の項	■情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 48、60、71の項 ■情報提供なし	事前	